



ご回覧ください。

新潟県生産性本部会報 発行:新潟県生産性本部 会長 森 邦雄

No.15 新春号

NPC NEWS

明日に向かって

2024/1



表紙写真: “メジロ”

「和名のメジロは、目の周囲が白いことに由来しています。舌の先を筆のようにして花蜜に差し込み、舌に含ませて蜜を食べます。日本ではスズメと同じくらい身近な鳥種です」

撮影:阿部久司 (新潟県新潟市)

新年あけましておめでとうございます。

日頃より当本部の事業活動に格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

長らく続いたコロナ禍、国際紛争などの影響からくる原油・資材価格の高騰、カーボンニュートラルへの取り組み、デジタル化への対応、さらに急速に進む少子高齢化への対応等、本県経済は山積する課題への対応が求められています。

こうした中で、生産性の向上への取り組みが大きな課題となっています。

当本部では今まで実施してきた人材育成事業(階層別研修などの公開研修、受託研修)参加者の皆様からのアンケートや会員の皆様からいただいたご要望をベースに、より研修内容の充実や地元企業・団体の生産性向上につながる諸活動を精力的に展開してまいります。

新潟県生産本部は、これからも皆様の温かいご協力のもと、求められる研修の充実に取り組みさせていただくことで、県内企業・団体の持続的な発展、若手・中堅社員の離職防止、雇用労使関係の安定などの課題解決に向けたお手伝いをしていきたいと考えております。

本年が皆様にとりまして、良い一年となりますようご祈念いたしますとともに、当本部の諸活動に対しまして、変わらぬご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新潟県生産性本部 会長 森 邦雄

contents

表紙	新年のご挨拶
P2-P3	第15回 リレーエッセイ『地域・中小企業の魅力をいかに伝えるか』 九州産業大学商学部 教授 土井 一生
P4-P6	特集 「インボイス制度&令和5年度税制改正対応の電子帳簿等保存制度～今後の動向」
P7	事務局だより
P8	会員紹介 JAM 新潟 (新潟県燕市)

新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館4階 ※新潟県庁近く



電話 025-290-7127 FAX 025-290-7821

NIIGATA-KEN PRODUCTIVITY CENTER ホームページ QR コード

<https://www.n-seisanseihonbu.com>



「地域・中小企業の魅力をいかに伝えるか」

九州産業大学商学部 教授 土井 一生

「なぜ、大学生は中小企業を敬遠するのか？」と称する書物を出版したら売れるだろうか。大学生の就職希望先ランキングは大企業に占有され、彼らが日々接する製品やサービスから形成される企業イメージにおいても、中小企業の影は薄い。事実、大学で繰り返し広げられるビジネス関連の余多ある講義の中でも、事例として紹介されるのも専ら大企業である。したがって、大学生の企業イメージが大企業の事例を中心に形成されていても不思議ではない。

日本企業の競争力を語る上で、中小企業の存在を無視することができないことは自明であるのに、なぜ、中小企業の競争力や成長可能性に注目が集まらないのであろうか。また、どのようにすれば、学生はそれに関心を寄せるのであろうか。圧倒的な中小企業数から見れば、学生は就職活動時にはいやがおうにも中小企業の存在と向き合うこととなるというのに。

以前、『ストーリーとしての競争戦略』（楠木健著、東洋経済新報社、2010年）という書物が評判になったことがある。日本人研究者が著した類書の中では予想を超えたベストセラーとなった。この書物は、「優れた戦略には、その根底に優れたストーリーあるいは物語（narrative）が存在する」ということを、事例を通じて明らかにしたものである。本書に登場する企業には大手企業が多いが、「優れたストーリー」自体は中小企業や地域企業にも見出すことができる。

地域（中小）企業や伝統工芸企業を研究対象としてみると、その規模や知名度あるいは取引形態などに照らして、「このような企業が」「このような地域に」「伝統の技術がこんな形へと」といった、まさに「ストーリー」の出発点となる発見に遭遇することが多い。もちろん、その中には美談で語られる出来事もあれば、幾多の障害を乗り越えながらも、なかには歴史の表舞台から消えてしまうというエンディングも存在する。しかし、中小企業は、（情報に接する機会が得られさえすれば）創業から続く事業への想いや境遇を背景にした、ビビッドでストーリー性溢れる事業史を描きやすい対象である。

例えば、福岡県北九州市に、シャボン玉石けん株式会社（創業1910年）という企業がある。同社は、「無添加石けん」を製造・販売する中小企業であり、化学物質や合成添加物を一切排除し、「無添加」であることに徹底的にこだわる企業として知られている。「無添加であること」だけの特徴として同社を評価すれば、「頑固なこだわりをもつ企業」という中小企業にありがちな企業像が描けそうである。しかし、「無添加」に至るストーリーを追ってみると、同社の創業からは意図せざる結果への展開が見て取れる¹。

前身の森田範次郎商店は雑貨商店として創業し、石炭の積み出し港としての地でビジネスを始めた。やがて、石炭積み出し作業に伴う石けんの需要を背景に、石けん問屋にシフトした。その後、合成洗剤の時代到来を予感した創業者は、1960年ごろから合成洗剤の販売に注力する。ところが、合成洗剤の販売拡大と時を同じくして、創業者に肌トラブルが発生する。そんな時、当時の国鉄から一本の依頼が入る。「機関車を合成洗剤で洗車すると錆がひどいので、天然油脂で純度の高い石けんが欲しい」。これにより、同社の無添加せっけんの開発がスタートする。



出所：シャボン玉石けん株式会社ホームページ
(<https://www.shabon.com/products/index.html>)

¹ 本稿におけるシャボン玉石けん株式会社の事例は、主として以下の資料を参考にして作成されている。
シャボン玉石けん株式会社ホームページ (<https://www.shabon.com/company/index.html>)
「未来の100年企業に聞く：シャボン玉石けん株式会社」
(<https://zuu.co.jp/media/stock/interview-shabon>)

やがて、試作品開発の過程で奇妙なことが起きる。創業者を長らく悩ませてきた肌トラブルが次第に改善されていったのである。この一件だけでなく、無添加石けんの試作品によるサンプリング調査の高い評価から、創業者は無添加石けんの可能性を確信、1973年には事業のすべてを「無添加石けん」の製造・販売に切り替えることとなる。無添加せっけんの可能性はこれに留まらず、当時の北九州市消防局からの依頼で、石けん系消火剤開発に着手。2007年には一般建物用消火剤「ミラクルフォーム」の販売をスタートさせた。これは、環境に配慮しながらも消火効果の高い消火剤として、従来の「消火」の概念を一変させるものだった。

シャボン玉石けん株式会社にはいかなるストーリーが見出せるであろうか。スナップショット的に「環境にやさしい石けんの製造企業」という表現では同社の魅力は伝わらないし、何より、同様のコンセプトを持つ企業は他にいくらでもある。しかし、合成洗剤の使用による実害を自らが体験し、さらには類似した体験をする他社の依頼をビジネス上の課題として位置付けながら石けんの可能性を探る同社は、「なぜ、石けんは無添加でないといけないのか」という基本的な問いを継続的に発信している。

「手の汚れが落ちれば…」 「洗濯物がきれいになりさえすれば…」といった発想ではなく、「何かを洗浄することは、同時に何かに害を与える（汚す）」ことであってはならないという基本的な考え方から生まれる製品は、CSR や SDGs といった企業の社会性とも親和性が高い。したがって、洗浄力や芳香力を競って合成洗剤が市場を席卷する今日であっても、「無添加（何も加えない）」自体が価値を持ちうるということを同社のビジネスは教えてくれる。すなわち、「『無添加』を添加する」という新たなコンセプトが同社の事業姿勢から読み取れ、ストーリーのおもしろさとなる。

筆者は、勤務先で「九州企業国際化事情」という講義を担当している。講義では、シャボン玉石けん株式会社を含めて7社ほどの地域（中小）企業の事例をストーリー仕立てで紹介しているが、手前味噌ながら評判がいい。同時に、中小企業へ学生が寄せる関心が明らかに高まっている。つい最近も、講義を受講する学生から、中国地方に所在する自動車用シートを製造する中小企業からの内定報告を受けた。学生の就職エントリー先はすべてが中小企業であった。

「地域・中小企業の魅力をいかに伝えるか」。どうやら、当該企業のビジネスの中に、いかに興味深いストーリーを見出せるかがカギとなりそうである。

土井 一生（どい かずお）

卓越した地域（中小）企業が集積する新潟県。さぞや興味深いストーリーが見出されることでしょう。



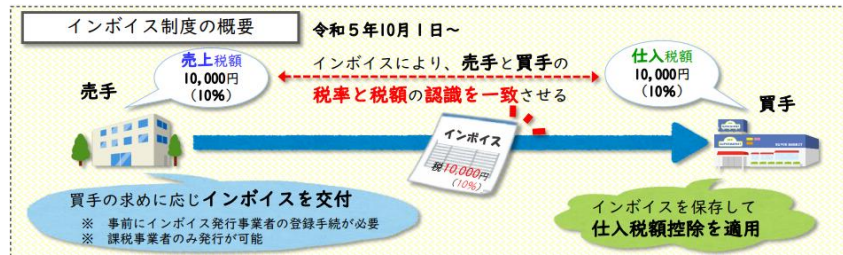
専門分野：国際経営論、CSR、企業倫理学。

東京都生まれ。早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得満期退学。早稲田大学商学部助手、九州産業大学経営学部講師、助教授を経て、2004年より経営学部教授に就任。現在、九州産業大学商学部経営・流通学科教授。その間、リール科学技術大学（フランス）、ウィーン経済大学（オーストリア）での講義経験を持つ。企業の新たな競争優位性として「社会対応能力」に注目し、「社会性」がもたらす競争力に関する研究を続けている。

特集 インボイス制度&令和5年度税制改正対応の電子帳簿等保存制度～今後の動向

令和5年10月1日より、消費税法上の新しい仕入税額控除方式としてインボイス制度が導入されました。また、令和5年度税制改正で、令和6年1月1日より法人税等各税法上保存が必要とされる帳簿や書類等の電子取引データは電子保存することが義務化され、すべての事業者が対象となります。なお、対応困難な事業者に配慮し、電子帳簿保存法の保存要件を満たさない状態でも保存を可能とする猶予措置が設けられています。

インボイス制度と電子帳簿等保存制度への対応を機に、電子取引データの電子保存に取り組むことが求められています。



インボイス発行事業者(売手)には、原則、以下の義務が課されます。

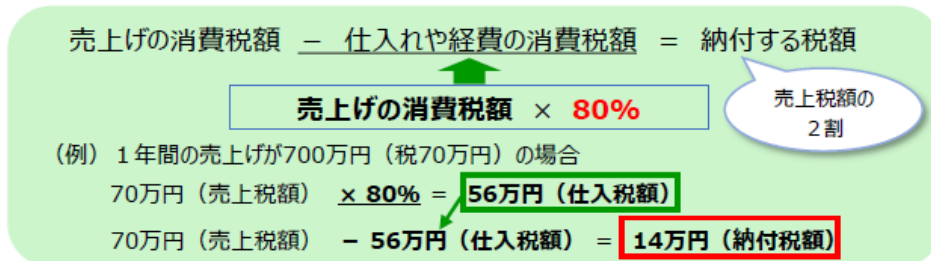
- 取引の相手方(買手。課税事業者)の求めに応じて、適格請求書(インボイス)を交付する。
- 返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、返還インボイスを交付する。
※売上げに係る対価の返還等で、税込金額が1万円未満である場合、交付義務は免除。
- 交付したインボイスに誤りがあった場合に、修正したインボイスを交付する。
- 交付したインボイスの写しについては、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する。

インボイス発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

免税事業者からインボイス発行事業者(本則課税・簡易課税どちらでも)になられた方の負担を減らすため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置(2割特例)が設けられています。

【特例適用対象期間:令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間】

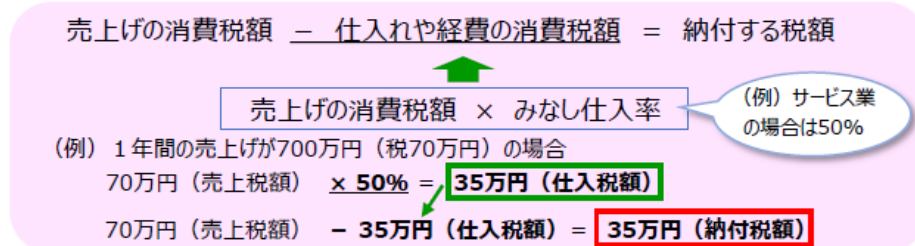
○ 2割特例による計算方法



事前の届出書を提出する必要はありません。

(参考) 簡易課税制度

事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出する制度です。



【ポイント】①事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を管轄の税務署長に提出する必要があります。

②基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間のみ適用できます。

買手(課税事業者)は、以下に留意してください。

- 一定の事項を記載した帳簿及びインボイス等の保存が、仕入税額控除の要件となります。課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する。ただし、基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者が、令和11年9月30日までの間に行う少額(1万円未満)の課税仕入れについては、帳簿のみの保存で、仕入税額控除が認められます。
- 免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、仕入税額控除の適用を受けることはできません。ただし、令和11年9月30日までは、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

電子帳簿保存法の内容が改正されました

Q:「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の電子帳簿等保存制度特設サイトをご確認ください。

詳しくは、国税庁 電子帳簿等保存制度特設サイトで **検索**



5

① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。



② スキャナ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

- 1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。
- 2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。
- 3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

- 1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。
- 2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

（参考）令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

(3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができるとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

★今後の動向★

ペポルインボイスについて

(1)ペポルとは

「Peppol（ペポル）」は、電子文書をネットワーク上でやり取りするための国際的な標準仕様です。Open Peppol という団体（本部はベルギー）が、各国の請求書や納品書などのデータレイアウトの管理やネットワークの運営を行っています。欧州の他、オーストラリア、ニュージーランドやシンガポールなど、世界 30 以上で利用が進んでいます。このペポルをベースとした日本のデジタルインボイス標準仕様（JP PINT）は、デジタル庁が策定しています。

(2)ペポルの仕組み

ペポルユーザーは、アクセスポイントを経て、ペポルネットワークに接続することで、ペポルネットワークに参加する全てのユーザーとペポルインボイスをやり取りできます。

①ペポルでの送受信は、ペポルアクセスポイント間で行います。

②ペポルネットワークを利用するには、ペポルアクセスポイントプロバイダーと契約を結ぶ必要があります。なお、TKC はペポルアクセスポイントプロバイダーとして認定を受けています。

③異なるペポルアクセスポイントプロバイダーと契約している事業者との送受信も可能です。この点は、電子メールと同じ仕組みです。

④法人番号や事業者登録番号といった公的な番号をアドレスとして使用します。ペポルの利用契約は、このアドレス単位で行います。

(3)ペポルインボイスのメリット

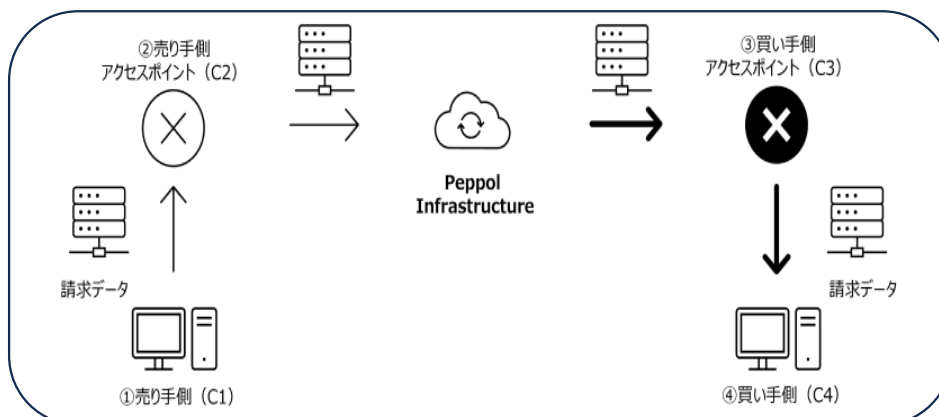
インボイスの発行や保存に係るコスト削減に加えて、以下のメリットがあります。

①相手先の名称、取引金額、税率、数量、品名など、インボイスの記載事項が正確かつ詳細に読み取れます。

②異なるシステムのユーザー企業と送受信を行えます（双方でペポルの利用が必要です）。

③受信するペポルインボイスには、法令上要求されているインボイスの記載事項が全てセットされています。

結果、ペポルインボイスの情報を利用すればそのまま仕訳を生成でき、経理業務などのバックオフィスのDX化が進むでしょう。



【出所: デジタル庁 Peppol ネットワークでのデジタルインボイスのやり取りについて（概要）より引用】

●参考 デジタル庁 https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice_faq_02

国 税 庁 <https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/week/zeimugyousei.htm>

監修：佐藤徹税理士事務所
協力：新潟県商工会連合会

事務局だより

2023年度新潟県生産性本部主催の公開研修に多くの皆様からご参加をいただきありがとうございました。企業内オリジナル研修をはじめとする受託事業(研修、セミナー、講演会講師派遣プログラム)においても、ご好評いただき、多くのご依頼をいただきました。ありがとうございました。本年も皆様の人材育成のお役に立てるよう努めてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします♪

研修受講者の声

◇階層別研修◇

- 初めての方とも楽しく会話ができて良かったです。ビジネスマナーは、絶対に必要なので研修で学べて良かったです。
- 他の会社の方々と交流してグループワークをすることで、コミュニケーションや協力の重要性を改めて気づくことができました。
- 現場マネジメントのポイント、コンセンサスについて勉強になりました。1 for 1 の視点で職場で実践中の 1 on 1 面談に取り入れていきたいです。
- Z世代の特徴、多様化時代、フォロワーシップなど リーダーシップの昔のイメージと異なることを学ぶことができました。
- 部下からの評価は気づきがありました。部下への接し方を改めていけそうです。
- 自分の職場での立場について役立つ話でした。今後は自分の職場に戻り今回の研修で学んだことを活かしたいです。
- 自主性、自律性のある職場を目指す、本質、目的を見極めることが大切、ボスとリーダーの違いが興味深かったです。
- 管理職に求められる役割を知ることができ、部下との関係や組織での立ち位置を知ることができました。
- 社会人としてのマナーや仕事に取り組む姿勢を見直す良い機会となりました。電話対応での日本語の間違いを指摘していただき、とても勉強になりました。
- モチベーションの維持について悩んでいたところ、捉え方を変えるジョブクラフティングという方法を知ることができ、時間を工夫して空けて挑戦してみたいと思いました。



7

◇スキル研修、メンタルヘルス、コミュニケーション◇

- 今までの自分を反省し、忙しいを理由にスタッフへのコーチングをおざなりにしない、よい機会と方法を学ばせてもらいました。
- ヒューマンエラーが発生する要因や人間の心理・性格の違いによるミスが発生にリスクについて学ぶことができ、よかったです。
- 自分が想像していたメンタルケア、ハラスメントを確認できたこととあわせて、想像を超えた知識、知らなかった知識を得ることができました。
- 価値観の共有、程度言葉→程度の共有の難しさ必要性など、たくさんの理解が深まりました。



未来を拓くリーダーの育成! のお役に立てるよう努めてまいります(*^-^*)

JAM新潟

結成：1999年9月26日
 所在地：新潟県燕市井土巻4-162
 TEL.0256-61-0222 FAX.0256-61-0223
 H P：http://www.jam-niigata.or.jp

JAM新潟さまに

Q&A



Q1 JAM新潟さまについて教えてください!

A JAM新潟は、産業別労働組合「JAM（ジャム）」の新潟地方組織です。新潟県内の主に機械金属関係製造業で働く仲間の組合員約11,000名が加盟しています。

各種調査による労働条件の向上、政策要求の実現、共済事業による相互扶助などが活動の大きな柱となっています。社会的信頼をバックボーンとした労働組合として、健全な労使関係を築き上げ「人」を大切にしながら、「助け合い」をベースとする、民主的な労働運動を展開しています。



それぞれの組合の共済担当者による意見交換会

Q2 JAM新潟さまの特徴について教えてください!

A JAM新潟は、少数意見も大切にする、「みんなが主役の産業別労働組合」です。JAM新潟には、約80の単位労働組合（単組）が加盟しています。加盟単組の特徴は、日本のモノづくりを支えているサプライヤー（部品製造メーカー）を数多く組織しています、1,000人を超える組合も30人以下の組合もそれぞれが主役となり、平等に活動に参加し、大会をはじめとする各種会議を民主的に運営しています。また、それらを5名の書記局長で加盟組合に寄り添いながら対応するように心掛けています。



定期大会の様子

Q3 JAM新潟さまの行動理念について教えてください!

A 9つの行動理念に基づいて日々の活動を行っています。

1. 民主的労働運動の推進
2. 公正でゆとりある豊かな社会の建設
3. 議会制民主主義を発展させる政治活動の推進
4. 健全な労使関係と産業民主主義の確立
5. 世界平和の実現と国際協力
6. 国際連帯の発展
7. 中小労働運動の推進と地域労働運動との連帯
8. 相互扶助・共済活動の実践
9. 地球環境の保全とすべてのものとの共生の追求



青年部によるボランティア活動

Q4 担当者様からメッセージをお願いします!

A 下越から、上越まで縦に長——い新潟県内をフルカバーするため、新潟県の中心、燕市を起点に日々走り回ってます。これからも「働く人と産業に寄り添うこと」を心掛け、勤労者の地位向上、ものづくり産業の発展に貢献してまいります。また近年、SNSでの情報発信にも力を入れております。「労働組合って普段何をやっているんだろう？」そんな疑問をお持ちの方は、是非 YouTube、Instagram 等を覗いていただければと思います。



JAMNIIGATA